

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

告 示

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日に當たるときは、その翌日)

**鳥取県告示第千四十一号**

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十二年十二月十四日認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十八条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 鴻 三

変更の内容

一 行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）の一部改正に伴い、行政書士資格審査会に関する規定を設けたこと。  
二 行政書士がその業務に関して受けることのできる報酬の額を引き上げたこと。

**鳥取県告示第千四十一号**

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 鴻 三

◆選管告示

選挙管理委員会の招集  
開発行為に関する工事の完了  
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（三件）

◆公 告

危険物取扱者試験の合格者  
毒物劇物取扱者試験の合格者

◆告 示

鳥取県行政書士会会則の変更の認可  
被爆者一般疾病医療機関の指定  
米飯提供業者の業者登録  
解除予定の保安林（二件）  
土地改良事業計画の適否の決定（四件）  
土地収用法による事業の認定

目 次

次

指定期年月日	名称	所在	地
昭和五十二年十二月九日	清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目四三七	

## 鳥取県告示第千四十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十五条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から所在地を変更した旨の届出があつたので、同規則第二十二条において準用する同規則第十五条第二項の規定により、次とのとおり告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千四十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の業者登録をしたので、同規則同条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変更新年月日	名称	区分	所在	地
昭和五十二年十一月十四日	宮脇医院	新	鳥取市西町五丁目一〇一番地	

  

	馬渕医院	新	鳥取市東町二六二番地	
	旧	鳥取市西町一九五		

## 米飯提供業者

登録番号 登録年月日 氏名

名称又は屋号

住 所

営業所の所在地

鳥振第二六号 (新規)	五二、七、二〇	久野裕代	食堂ひろ	氣高郡氣高町大字勝見六三五
" 二七号	五一、七、二九	岡本義春	潮 路	氣高郡氣高町大字浜村七八三番地七二八
" 二八号	五一、八、一七	安本八重子	軽食喫茶 ポピー	鳥取市吉方温泉二丁目四二三
" 二九号	五一、九、六	糸谷南佐子	スナック ミサ	東今在家字五反田九〇一三
" 三〇号	五一、一二、一三	鳥取営業所長 池本淑二郎		鳥取市秋里九二八
財團法人 電気通信共済会	"			湯所町二丁目二五八番地
				同 上

倉振第一四号	五二、七、二〇	牧野 隆昌	まきの	東伯郡三朝町大字片柴一三一九	東伯郡三朝町大字大瀬九九〇の一
一五号	五二、八、二〇	竹内 正敏	レストラ イー グル	"	大瀬一の三
一六号	"	谷田 由美子	ニユーサロン メーリー	東伯町大字徳方三七九の二	倉吉市清谷三二五
一七号	五二、一〇、二六	首藤 忠弘	クラブ姫	"	同上
一八号	"	野田 幸子	割烹 野田	" 大正町一〇七七	倉吉市研屋町一四〇九の五
米振第六号	五二、九、八	安藤 学	ペンション安藤	西伯郡岸本町小林二二三ノ四一	同上
七号	"	小林 耕二	ペンション ブームラン	" 二二三ノ五五	同上
八号	"	林 飄人	ペンション 林	" 二二三ノ四三	同上
九号	"	大本 雅嗣	風路林 ペンション	" 二二三ノ一	同上
一〇号	五二、一〇、二三	提嶋 孝猷	きのえがわ つりセンター	" 中山町羽田井一七二七	同上
一一号	五二、一〇、二五	岩本 妙子	ひょうたん食堂	米子市三柳四九四一の二	西伯郡中山町羽田井一八四四
鳥取県告示第十四五号				米子市米原九一四五の三	
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。					
昭和五十二年十二月二十日					
鳥取県知事 平林鴻					
一 解除予定に係る保安林の所在場所					
倉吉市桜字谷山六三の一、六三の六、六四の一、六五の一、六五の二、					
農道用地とするため					
二 保安林として指定された目的					
土砂の流出の防備					
三 解除の理由					
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役					

所に備え置いて縦覧に供する。)

一の(三)に同じ。

### 鳥取県告示第十四十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字後口谷二七四九の二、二七五一の二、二七五三の二、二七五五の二、二七五六の二、二七五七の二、二七五八の二、二七五九の二、二七六〇の二、二七六一の二、二七六三の二（以上十一筆について、次の図に示す部分に限る。）

#### (二) 保安林として指定された目的

#### 風害の防備

#### (三) 解除の理由

#### 農道用地とするため

#### 二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字大西後口谷二八七〇から二八七四まで、二八七七の二、二八七七の三、二八七八（以上八筆について、次の図に示す部分に限る。）

#### (二) 保安林として指定された目的

#### (三) 潮害の防備

### 鳥取県告示第十四十七号

昭和五十二年十一月四日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（桜地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

#### 二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月二十一日から三十日間

#### 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

#### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十二年十一月十二日付けで米子市から申請のあつた土地改良（日

所に備え置いて縦覧に供する。）

一の(三)に同じ。

### 鳥取県告示第十四十八号

昭和五十二年十一月十二日付けで米子市から申請のあつた土地改良（日

下地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、  
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第千四十九号**  
昭和五十二年十一月二十四日付けで西伯町から申請のあつた土地改良(上阿賀地区農道整備)事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。  
昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県知事 平 林 鴻 三

西伯町役場

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年十二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第千五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 起業者の名称

八東町

## 二 事業の種類

八東町就業改善センター設置事業

## 三 起業地

1 収用の部分

八頭郡八東町大字安井宿字鍛冶屋ヶ市地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
八東町役場

## 鳥取県告示第千五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第千五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、羽合町から羽合都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に

において公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第十五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十一年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

昭和五十二年十二月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年九月八日 鳥取県指令受都計第三百一一号

### 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新開七

### 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木九四九番地

山陰住研株式会社  
代表取締役 杉山明尚

### 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

昭和五十二年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十二年十一月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

田子 勝敏 井上 洋

- 一 日時  
昭和五十二年十一月二十日（水）午後1時
- 二 場所  
鳥取市東町一丁目111〇番地  
鳥取県選挙管理委員会委員室

### 三 議題

- (1) 政党その他の政治団体の政治活動に関する規程の一部改正について
- (2) 新成人研修会について
- (3) 鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員補欠選挙について

### 公 告

昭和52年12月1日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和52年12月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 甲種危険物取扱者試験

梅本 健志	清水 武敏	山田 茂	石原 肇	吉田 益夫
渡辺 正義	小野 宗一	安田 徳郎	岡山 隆之	徳留 利弘
岩田 弘				

乙種第一類危険物取扱者試験

## 乙種第三類危險物取扱者試験

桐原 隆	田子 勝敏	福沢富士雄	井上 洋	渡辺 隆	武内 純和	平田 三夫	足羽 範昭	吉岡
遠藤 俊子	福田 雅之	山下 道夫	中山 進	宮城 康樹	坂谷 博志	佐佐 俊雄	米田 祐三	塙田 政友
石原 伸一	福本 守	西口 市男	小嶋 正己	渡辺 建策	松木 一義	佐々木包夫	大沢 元興	里司
村井めい子	山根 慶二	古家 春男	畠野 賢一	篠谷 士郎	山川 妙子	田野 貞	鋭木 愛親	英俊
植田 広正	清水 道義	伊藤 友朗	永井 収	山根 裕美	山本 逸朗	中本 公平	隠樹 勇	昇
伊藤 祥	山本 样一	永田 直樹	石田 秀男	藤岡 伸	井上 文雄	井田 建造	真壁桂ノ介	治
藤岡 善幸	林 光宏	鈴木 潤一	太田 太郎	平井 敏正	生田 幸	西尾 孝行	手嶋 洋治	昭治
谷浦源太郎	谷口 正美	浜田 俊美	岩崎 和弘	船岡 卓	平井 敏正	角 朗治	景山 基	義
平井 守	坪内 一	谷口 泰彦	岩崎 和弘	船岡 卓	足立 孝雄	前川 基	竹田 景山	治
米中 紀行	坂本享市郎	坂本祐史郎	山根 博	岡本 和夫	岡本 誠二	増田 若次	瀧谷 義	啓
植田 健蔵	松本 誠治	長田 年美	山根 真一	田住富士子	田子 信治	花道美重子	竹田 安達	隆
森田 英世	橋本 勝美	原 茂	矢田 昇一	黒岩 鹿夫	堀尾 哲治	仲田 健一	森田 千里	熊
寺坂 清美	寺坂 芳弘	西尾 英明	中村 勝廣	山根 敏光	國頭 峰子	西村 秀幸	安田 光平	正
西村 洋治	福美 誠人	柏木 純朋	西谷 昭良	堀尾 哲治	小沢 尚之	新田 光	森田 輝顕	謙治
秋山眞知子	下田久美子	稻毛 豊範	山根 義文	中原善之助	松山 哲治	西村 洋子	安田 光平	美
浜坂 源博	塙本 公人	船田 功	長田 審夫	中原善之助	堀尾 哲治	秀幸	金田 健一	里
西村安喜子	丹波千代和	松岡 玉枝	浜上 景一	西村 昭良	堀尾 哲治	新田 光	森田 千里	子
徳本由紀子	佐々木義裕	新名 芳昭	本庄 政樹	高見 明男	井上 千歳	東 石田	均 金田	弘
河本 晴朗	西田 醇	向井 和寿	前田 英文	伸弘	博 烟	貞男	越生 森田	正
河田 時彦	美甘 一郎	影山 英雄	若田 幸秀	小泉 浩	井上 千歳	貞男	越生 松井	人
宮本 博	八幡 隆夫	高峰 正晴	生田 幸人	柴田 美	福原 澄子	貞男	大森 越生	里
八幡 定利	芥屋 正仁	森松 清徳	森仲和子	内山 光良	福原 澄子	貞男	内田 松井	憲
				内山 光良	福原 澄子	貞男	細田 木村	茂
				内山 光良	福原 澄子	貞男	細田 木村	美
				内山 光良	福原 澄子	貞男	細田 木村	盟
				内山 光良	福原 澄子	貞男	嘉戸 野津	紀
				内山 光良	福原 澄子	貞男	横山 嘉戸	利
				内山 光良	福原 澄子	貞男	奥村 嘉戸	武

乙種第六類危險物取扱者試験

永江 貴 加納 左右 田子 貢 前田 仁美 前田 祐樹  
 栗名 強 野口 玉枝 宮永 克江 二宮 俊弘 後藤 康昭  
 後藤 齋 野口 永寿 田中 富男 高見 正 野坂 浩治  
 児玉 重徳

昭和52年12月8日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和52年12月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者

安端 幸彦	谷口 成子	岩木 京子	吉村 英康	津田 貢
足立 和民	石田 洋二	塙治 安生	谷口 史憲	野田 稔
岸田 一男	宇多 道之	上村 博道	松田 雅彦	星見美佐恵
福田 誠一	土師 博	土師 隆男	北村栄三郎	赤沢 彰
小坂 義明	古安 正好			

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験の合格者

山田 壽子	山岡 敏男	中山 進	米山 繁春	村上 恵子
田中喜一郎	倉持 幸雄	湯ノ口悦子	岸本 雅明	田中 節男
森 明信	遠藤 治	東 茂紀	塙本 明彦	中村 修
田中 雅己	渡辺 勝	音田 英章	福本 正博	片桐 克喜
河上 峰子	中川はるこ	川崎 裕子	右賀 真理	種子 敏男
岩本 智弘	鈴木紀代美	小倉まつよ	伊藤 和子	大谷 優子

山下 保之 桑本 始 田中喜久子 奥山 弘巳 大口 和博  
 米田 哲美 入江 祐子 上山 秀樹 中井 龍一 山根 由平  
 一二三満雄 福留 敦彦 堀江 実 馬田 正雄 加納 幸夫  
 桑原 紀 西村紳一郎

3 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者